

2002年6月6日

司法制度改革推進本部事務局御中
(仲裁検討会御担当)

仲裁法に関する検討項目についての提言
(国内消費者保護の観点から)

提言の趣旨

仲裁法については、国際仲裁(特に企業間の商事仲裁)に対応できるような法制の整備が最重要の課題と認識しますが、国内仲裁・国際仲裁あるいは商事仲裁とそれ以外の仲裁を立法上分けない以上¹、国内仲裁(特に消費者を当事者とする仲裁)に関して一定の配慮をした立法が望ましいと考えます。よって、今後の検討項目に、国内消費者保護の観点から、消費者を当事者とする仲裁、消費者契約についての仲裁に関する事項(具体的には下記参照)を加えていただくべく、提言します。

背景となる考え方

仲裁は、紛争の解決を当事者の私的自治に委ねたものであり、制度設計にあたってはこの側面が強調されています。確かに、私的自治による解決という点は、非常に広い意味では消費者契約ないし消費者を当事者とする紛争にもあてはまります。また、消費者にとっても、仲裁その他ADRが裁判所に比して簡易・低廉な紛争解決手段でありうるということも言われており(インターネット上での海外の事業者との契約等)、消費者も仲裁を含めたADRを自主的に紛争解決手段の一つとして選択して解決するという議論も有力です。

しかし他方、現実の消費者契約ないし消費者・事業者間の紛争においては、消費者が仲裁条項の存在を認識せずに仲裁条項を本文または約款に含む長文の契約書にサインしたり、仲裁の意味を十分に理解せずサインしたり、さらにはその仲裁も外国を仲裁地とする仲裁であったり、業界団体の主宰する仲裁機関

¹ この点については、国際・国内、民事・商事を有意的にかつ明確に区別することは難しいと考えますので、立法上分けないという検討会のこれまでの議論でよいと思います。なお、適用範囲に関して、仲裁法は企業対企業の紛争に限定すべきであるという意見も本提言をまとめる過程で日弁連の消費者問題対策委員会等から寄せられました。ただ、それは本検討会の大きな方向性とはそぐわないこと、新仲裁法の適用範囲を限定しても現行の公示催告及び仲裁手続に関する法律(適用範囲に限定なし)をどうするかという問題がありますので、本提言ではそのような意見があったことだけ付記しておきます。

における仲裁であったり、と言った例が見られ、あるいは今後仲裁法整備に伴って出てくると予想されます。仲裁合意は、訴権を失うという重大な効果を発生させる合意であり、消費者契約の場合、このような重大な効果を発生させる合意を、私的自治の名のもとに、弁護士・法務部の存在する企業間と同様に認めてしまってもよいのか、というのが基本的視点です。また、訴権を失うということのほかに、このような仲裁合意は現在消費者紛争の相談・解決機関として最も実績があると言ってよい国民生活センターや地方自治体の消費生活センター等の行政型ADRでの解決の道を事実上閉ざすことにもなりかねず、この点からも問題があると思います。

消費者紛争の解決にADRを使うという方向性自体には賛成ですが、ADRの中でも訴権放棄という重大な効果を有する仲裁の合意の認定が安易に行われる場合の弊害は大きく、ひいてはADR全体に対する不信感にもつながりかねないと危惧します。消費者や一般市民を当事者とする多くの弁護士会仲裁では、和解あっせん手続の過程で仲裁合意をして仲裁判断に至ることが少なからずありますが、その場合仲裁合意の意味するところについて当事者に十分理解していただくため、説明と合意取りつけには慎重にも慎重を期することを旨として運用しています。

この視点から、主に仲裁合意の方式および効力について、消費者契約ないし消費者を当事者とする紛争に関して、消費者保護の観点からの立法的な手当てを仲裁法の検討の中で行っておくのが適当と考えます。

一方で、国際仲裁法制整備の国際的統一の課題にも配慮すべきであると考えています。そのためには、消費者保護の観点は別の法律（例えば消費者契約法の改正や独立立法）で行うという方法、もしくは仲裁法の中に例外規定として消費者契約ないし消費者紛争に関する特別規定を置くというやり方もあるでしょう。しかし、最終的にどのような形になるのであれ、検討会でこの点を十分議論しておく必要があると考えます。少なくとも、単に「消費者保護法その他の立法の検討に委ねる」というような処理をすることではなく、本検討会で実質的な検討をしていただきたいと考えます。

以下、検討のたたき台として、具体的な問題点と考え方の私案を示します。あくまで現時点のたたき台であり、今後の検討会の参考に供する趣旨です。私自身も委員の皆様のご意見を聴き、また日弁連等と相談の上、また諸外国の立法例などを含め今後さらに考えてみる予定です。なお、いずれも現行法ないし新仲裁法の解釈論である程度対処できそうなものもあるかもしれませんが、この機会に立法で対処しておくのが望ましいというのが基本的立場です。²

² 本提言では、消費者保護ということをやっていますが、同じく労働者保護ということが必要な場面もあるかもしれません。例えば、外資系企業と日本の従業員との間の雇用契約に外国仲裁機関を指定する仲裁合意がある場合などです。

具体的問題点と考え方

1 問題となる典型例

(国内消費者契約の例)

国内の消費者（広島在住）と業者（本社東京、広島にも営業所あり）が結んだ契約（実際には商品ないしサービス購入の際に消費者がサインした申込書の裏面約款）の一条項に、「本契約から生ずる一切の紛争は 業協会クレーム・紛争解決部会（東京都所在）における仲裁手続によって解決するものとし、当事者は同委員会の仲裁人の判断に服するものとする。」という仲裁条項が入っていた場合。

(国際消費者契約の例)

日本の消費者と米国の業者がネット上で締結した商品購入の契約の中に「本契約に関する一切の紛争は米国仲裁協会の手続規則に従った仲裁によって解決されるものとし、当事者はいかなる法域の裁判所へも申し立てる権利を明確に放棄する。仲裁廷は、三人のパネルで構成され、各当事者一人の仲裁人を指名できるものとし、第三仲裁人はそのようにして指名された二名の仲裁人の合意で選任する。仲裁の場所はシンガポールとする。本契約および仲裁合意の準拠法はカリフォルニア州法とする。」という仲裁条項が入っていた。

それぞれ以下の局面で問題となります。³

紛争が起こった後、消費者が裁判所に訴えを提起したが、業者は仲裁合意を理由に訴え却下を主張した。

紛争が起こった後、業者が消費者に代金支払を求める仲裁を指定仲裁機関（業協会クレーム・紛争解決部会、米国仲裁協会）に申立てた。

上記の仲裁について業者の申立を認める仲裁判断がなされ、業者が執

³ 国内契約と国際契約とで状況が異なるのは、国際契約の場合、の裁判所に訴えを提起するというのはどれだけ現実的か疑問という点です。日本の消費者が米国の裁判所に提訴するという事は事実上難しく、また日本の裁判所に提訴しても国際裁判管轄の問題があります。また、国際契約の場合、仲裁法その他で消費者の締結する仲裁合意に一定の規制をかけることを想定すると、次のような法的に難しい問題があります。そのような規定が米国の裁判所で妨訴抗弁が主張された場合にも適用されるのか＝これは米国の受訴裁判所における仲裁合意準拠法の問題でしょう。シンガポールの仲裁廷が自らの審理権限を判断する場合に、日本法の消費者仲裁合意に関する規定に準拠するかどうか＝シンガポールの仲裁法における仲裁合意準拠法の定めによると思われます。日本の裁判所での執行判決を求める訴えあるいは取消を求める訴えの中で取消自由として仲裁合意の無効、方式違反が主張された場合、日本の仲裁合意に関する規定に従って判断されるのか＝仲裁合意準拠法の規定および公序をどう解するか、という問題です。

行のため執行判決を求めた。あるいは消費者が仲裁判断の取消を求めた。

2 消費者契約における仲裁合意⁴の効力について

消費者⁵と事業者を当事者とする仲裁合意であって紛争が現実にかかる前に締結したものは、無効ないし片面的に無効とする⁶という考え方はどうか。

EUの「消費者における不公正条項に関する1993年4月5日付け閣僚理事会指令」は、「法規の適用に服さない仲裁でのみ紛争を解決することを消費者に要求し、消費者の利用できる証拠を不当に制限し、または当該事案に適用できる法によれば契約の相手方にあるとされる立証責任を消費者に課することによって、消費者が訴訟を提起し、または他の法的救済措置を行使する権利を排除または妨害する」契約条項を不公正条項としています。また、詳しくは調査していませんが、英国の1988年Consumer Arbitration Agreements Actは、原則として紛争が起こる前の消費者の仲裁合意を消費者に対してはenforceできない(消費者にとっては無効)としているようです。⁷⁸

仮に のように事前の仲裁合意を一律形式的無効ないし片面的無効とはしないとしても、消費者と事業者を当事者とする仲裁合意について、仲裁地、仲裁機関その他の点で、著しく消費者に不利であり消費者保護の原則に反すると認められる場合等については、無効とするという考え方はどうか。

は、消費者契約法10条と類似の考え方です。具体的にどのような要件

⁴ 以下では、基本的にいずれも紛争が起こる前の仲裁合意(契約書で仲裁を合意する場合など)を想定しています。紛争が起こった後のアドホックの仲裁合意、弁護士会ADRで行われているように和解あっせんから仲裁に移行する場合の仲裁合意は別であると考えています。そこまで問題にすると、そもそも消費者を当事者とする拘束力のある仲裁の可能性を一切否定することにもなりかねないからです。

⁵ 「消費者」をどう定義するかという問題もありますが、消費者契約法の定義を援用することも考えられます。

⁶ 「片面的に」とは、消費者の側からのみ無効を主張できるということであり、消費者が仲裁合意を援用する場合に、事業者側からこの点を理由に無効を主張することは許さない趣旨です。取消権と考えてもよいかもしれません。

⁷ 規定された例外がどのような場合か、事務局から資料として配布された英国法89条とどのような関係に立つのか等について、さらに検討が必要です。

⁸ さらに、参考までに米国のConsumers Unionが採択している消費者契約における仲裁・ADRに関する方針を紹介しておきます。そこでは、消費者契約の標準約款等に仲裁や他のADRを紛争解決機関として規定する例が増えていること、このような条項は消費者の裁判での権利行使の道を奪うことが指摘され、その指摘のもとに、消費者契約におけるADRの合意としては、次の三つしか認めるべきではないとの方針が提示されています。非拘束的ADRに付することの合意(すなわちあっせん・調停前置)、非拘束的ADRか拘束的ADR(仲裁)を消費者が紛争が起こった時に選択できる、非拘束的ADRを消費者が紛争が起こった時に選択できる(あっせん・調停を経るか直接裁判所に持って行くかを消費者が選べる)。

を仲裁法に法定するかは、今後の検討課題です。なお、旧民事訴訟法のもとで、消費者に著しく不利益な専属管轄合意の効力が否定された例があり、消費者契約法 10 条の解釈としても、そのような合意は無効ないし新民事訴訟法のもとでの移送の対象になるとの見解があります。⁹訴権を失うという意味では、国内の専属管轄合意よりさらに重大な効果を持つのが仲裁合意と言えますので、上記のような扱いは、現行の実務に沿うものであるとも言えます。少なくとも消費者がこのような効果を主張する条文上の根拠を与えるような立法上の手当を検討すべきものと考えます。

なお英国法 89 条も同様の規定ではないかと推測されます。

3 消費者契約における仲裁合意の方式について

消費者契約における仲裁合意について、約款方式を否定する、自署を要求する、電子的な方法による合意を否定する¹⁰、仲裁合意のみ独立の書面にするを要求する等方式の面で縛りかけるといふ考え方はどうか。

はドイツ法 1031 条に例があるようです。

しかし、方式面だけでは消費者保護は不十分ではないかと考えます。このような方式面の縛りだけでは、形式を整える業者は必ず出てきます。1 の規制と合わせて法定しないと実効性は薄いと考えます。

なお、方式面での有効性の縛りも「片面的」とする考え方はありうるでしょう。

4 応訴管轄的な仲裁合意について

当事者が仲裁申立書等で仲裁合意を主張し、それが他の当事者によって否認されない場合に書面による合意があるとみなすという点については、消費者・事業者間の仲裁には適用しないとする考え方はどうか。

書面で別途仲裁合意をしていない消費者が、仲裁機関に呼び出されて、訴権を失うということを理解せず、事件の本案について答弁してしまったような場合問題です（特に代理人がつかない場合）。また、上記 2、3 の点で消費者について特別の手当てをするならば、事後的合意についても手当てをしておかないと、尻抜けになってしまうのではないかと問題もある。

⁹ 判例として、広島高裁平成 9 年 3 月 18 日決定（判例タイムズ 962 号 246 頁）などがあります。消費者契約法 10 条の解釈として、事業者の選定した仲裁人の仲裁によるものとする条項が、同条による無効の例としてあげられています（経済企画庁の平成 12 年「消費者契約法の解説」49 頁）。しかし、例えば「事業者の選定した仲裁人」という決め方ではなく、消費者にとって遠隔地にある特定の仲裁機関（例えば外国）や業界団体の主催する仲裁機関を指定している場合どうかは、議論があるでしょう。

¹⁰ この点は、そもそも電子的な方法による仲裁合意一般についてどのような立場を採るかにもよります。

ります。

5 仲裁法の適用範囲、準拠法について

我が国の消費者を保護する趣旨で上記のような立法的な手当てを行う場合、そしてそれを仲裁法の中で行う場合、仲裁法の適用範囲ないし準拠法に関して、手当てをしておく必要があるのではないか。

消費者保護の規定を設けるのであれば、外国を仲裁地とする仲裁合意についても、仲裁法を適用するようにしないと徹底しないのではないのでしょうか。¹¹

6 その他

その他、上記との関連で、以下の点も検討の対象とすることが考えられます。

- 書面による通知のみなし受領規定¹²を入れる場合、それを消費者にも適用してよいかどうか。
- 担当する仲裁人の資格や欠格事由について、消費者を当事者とする仲裁の場合、特段の定めを置くということはどうか。
- 消費者紛争の仲裁については、一方当事者が公開を求めれば公開できることを規定することはどうか。
- 仲裁判断の取消訴訟提起期間 3 ヶ月¹³というのは、消費者が当事者の場合短かすぎるのではないか。
- 仲裁手続における「責問権の放棄」等の条項を消費者（特に代理人がつかない場合）にもそのまま適用してよいか。

以上

¹¹ モデル法 1 条（2）は、仲裁地がこの国の領域内にあるときのみ適用することを基本としています。

¹² モデル法 3 条 1 項。

¹³ モデル法 34 条 3 項。